

# 石川県観光 PR 写真に係る撮影等委託業務に関するプロポーザル実施要領

## 1 業務の概要

### (1) 件名

石川県観光 PR 写真に係る撮影等委託業務

### (2) 目的

石川県の四季の観光魅力を発信する、「ほっと石川旅ねっと」や観光パンフレット等に使用するための写真素材を撮影・収集する。

### (3) 業務内容

別添「石川県観光 PR 写真に係る撮影等委託業務 仕様書」のとおり。

### (4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)

### (5) 予算上限額

1,800,000円(消費税及び地方消費税含む)とする。

## 2 企画提案に必要な提出物

以下の(1)～(9)(以下、「提出資料一式」という)

### (1) 業務体制(様式任意)

業務を行う体制について記載すること。なお、天候に応じた撮影日の変更や、早朝・夜間の時間帯、休日等について、臨機応変に撮影に対応できる体制であることが望ましい。

### (2) カメラマンに関する PR(様式任意)

起用することができるカメラマンの人数及び技術水準について自由に PR すること。PR にあたっては、カメラマンの受賞歴や優秀な過去の作品等を添付すること。

### (3) モデルに関する PR(様式任意)

スポット撮影において、モデルを起用することができる回数等を、自由に PR すること。また、起用するモデル等に特长がある場合は PR すること。

### (4) 類似業務の実績の PR(様式任意)

過去に、本企画の内容に類似した業務実績がある場合は、記載すること。

### (5) 祭り・イベント写真の提出対象の提案(別紙様式2)

「祭り・イベント写真リスト」(仕様書別紙4)の中から提出することができる写真の名称及びカット数を記載すること。

### (6) 祭り・イベント写真のサンプルの提出

2(5)で提出できると記載した写真のうち、少なくとも5素材以上のサンプル写真を提出すること。提出方法等は以下のとおりとする。

- ・1素材につき1カットの提出とする。
- ・サンプル写真の裏面に、祭り・イベント名、撮影年月日を記載すること。
- ・L版サイズ(89mm×127mm)の光沢紙にカラープリントで提出すること。
- ・写真には、自社名およびロゴマーク等は一切記載しないこと。

(7) 撮り下ろしサンプル写真

サンプル写真を以下により撮り下ろし、提出すること。

ア. サンプル写真の内容

撮影テーマは、「景色を撮影した写真」、「モデル入りの風景を撮影した写真」、「食を撮影した写真」とし、右テーマについて、撮影対象を1つ選定した上、各3カット(計9カット)を提出すること。  
なお、3カットのうち1カットはインスタ映えを意識した写真とする。

イ. 提出方法等

- ・サンプル写真の裏面に、カメラマン名、テーマ、撮影箇所・年月日を記載すること。また、インスタ映えを意識して撮影した写真には「インスタ映え」と記載すること。
- ・L版サイズ(89mm×127mm)の光沢紙にカラープリントで提出すること。
- ・写真には、自社名およびロゴマーク等は一切記載しないこと。

(8) 会社概要(様式任意)

(9) 見積書(様式任意)

3 提出に際しての注意事項

- (1) 2(1)～(5)、(8)、(9)の提出書類は、すべてA4縦で作成し、併せて1冊の形状として、左1点をホッチキス留めすること(以下、当該1冊の形状になったものを「企画提案書」という)。なお、企画提案書を保護する透明カバーは不要とする。
- (2) 「祭り・イベント写真のサンプル」は全てのカットを、封筒に入れて提出すること。また、封筒に「祭り・イベント写真のサンプル」と記載すること。
- (3) 「撮り下ろしサンプル写真」は9カットを、封筒に入れて提出すること。また、封筒に「撮り下ろしサンプル写真」と記載すること。
- (4) 資料提出後の追加、訂正は一切認めない。また、提出された資料は返却しない。
- (5) 資料作成に係る費用は応募者が負担するものとする。

4 応募手続と選考方法

(1) 応募手続

ア. 提出物に関する質疑

提出物に関する質疑は、令和3年5月24日(月)正午までに電子メール(文書)により行うこと。なお、質疑への回答は、一括して応募者全員に対して電子メール(文書)により通知する。面接又は電話での質疑には応じないものとする。

イ. 参加の意思表示

- (ア) 参加の意思表示は、別紙様式1を参考に、令和3年5月26日(水)正午までに行うこと。  
なお、期限までに提出がない場合は、不参加とみなす。
- (イ) FAXにて送付すること。なお、送信後に必ず電話にて連絡すること。

ウ. 提出書類一式について

- (ア) 令和3年6月7日(月)正午までに提出すること。  
なお、期限までに提出がない場合は、不参加とみなす。
- (イ) 原則として、郵送により、期限内必着で提出すること。但し、やむを得ない事情でメールにて提出する場合は、送信後に必ず電話にて連絡すること。(電話連絡がない場合には不参加とみなす。)
- (ウ) 以下の部数で提出すること。
  - ・会社名や個人名の記載のないもの 4部

(※「祭り・イベント写真のサンプル」は全てのカットを封筒に入れたものを、4セット用意すること。また、「撮り下ろしサンプル写真」は9カットを封筒に入れたものを、4セット用意すること。)

- ・会社名の記載のあるもの 1部  
(※サンプル写真への会社名記載は、写真を封入した封筒表面にすること。)
- ・電子媒体 1部  
(※サンプル写真のデータは、DVD-Rなどのメディアに入れて提出すること。)

## (2) 書類の提出先

(公社) 石川県観光連盟 (担当: 正和 (しょうわ))

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1 石川県庁行政庁舎 12F (観光戦略推進部観光企画課内)

電話 : 076-225-1542 / F A X : 076-225-1129

E-Mail : [e200100@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:e200100@pref.ishikawa.lg.jp)

受付時間 : 土・日・祝祭日を除く 9時から 17時まで

## (3) 選定方法

応募者から提出された企画書を、別表「審査項目及び評価内容等」に基づき選定する。

## 5 契約に関する事項

- (1) 契約にあたっては、企画提案書を基に細部について協議の上、石川県財務規則等に基づき、本要領 1 (5) に掲げる額の範囲内で契約を締結する。
- (2) 契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

## 6 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に当観光連盟に対して書面にて再委託の内容、再委託先 (商号又は名称)、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告し了承を得なければならない。

別紙様式1

提出先FAX番号      076-225-1129

電話番号      076-225-1542

〒920-8580 金沢市鞍月1-1

(公社)石川県観光連盟(石川県観光戦略推進部観光企画課内) 正和(しょうわ) 行き

提出期限:令和3年5月26日(水) 正午

御社名 \_\_\_\_\_

記入者の職・氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

石川県観光PR写真に係る撮影等委託業務に関するプロポーザルの実施について

参加します

別紙様式2 祭り・イベント写真の提出対象の提案

区分	祭り・イベント名	提出可能枚数 (上限3枚)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

※行が不足する場合は、同紙をもう一部用意して使用すること。

別表 審査項目及び評価内容等

- 1 審査項目、評価内容及び各項目の配点は下表のとおりとする。
- 2 審査項目ごとの評価点数の合計をもって、企画提案者ごとの評価点数を決定し、企画提案者の評価点数が多いものから順に、選考委員ごとに順位をつける。
- 3 全企画提案者の中で、各選考委員がつけた点数の合計が最も多かったものを契約交渉者とする。なお、同点の場合は、審査委員会で審議の上、契約交渉者を決定する。

審査項目	評価内容	配点 (計100点)
1 実施体制	(1) 起用できるカメラマンの人数や個人の素質は、本事業にマッチしているか。また、カメラマンが過去に撮影した写真の技術水準や、経歴等の実績は十分であるか。	20点
	(2) モデルの柔軟な手配は可能であるか。また、起用するモデルに特長はあるか。	10点
	(3) 以上のほか、天候に応じた撮影日の変更や、早朝・夜間の時間帯、休日等についても、臨機応変に撮影することができる業務組織体制か。	10点
	(4) 過去の写真撮影業務について、十分な実績があるか。	20点
2 「祭り・イベント」 サンプル写真	提出できる祭り・イベント写真の数は豊富か。また、臨場感や雰囲気が伝わる魅力的な写真か。	20点
3 撮り下ろし サンプル写真	<p>(1) インスタ映え写真について、既存の写真とは異なりアングルや撮り方等に工夫が見られるか。また、石川県の魅力が表現されたものであり、見る人を惹きつける印象的な写真であるか。</p> <p>(2) インスタ映え写真以外の写真について、観光スポットの正しい情報が写真から得られるか。また、汎用性のある写真か。</p>	20点